

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 2 5 . 4 定 )</b>			
日 時	平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 ( 金 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 0 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、山田副委員長、秋元・安齋・小貫・酒井・上野・ 林下・新谷各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、産業港湾部・ 教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村委員が安齋委員に、松田委員が秋元委員に、鈴木委員が上野委員に、山口委員が林下委員に、中島委員が新谷委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

---

○山田委員

◎ I R カジノに参入を考えている企業、業種について

それでは、最初に、昨日も質問がありました I R 構想、それとカジノについて 1 点だけお聞きいたします。

小樽市議会「市民と語る会」でも、カジノについては市民から、いろいろな問題点の指摘や質問がありました。近年新たに開設されているカジノには日本企業も注目しており、ハード面、ソフト面で大なり小なり参加しているとも聞いております。現在、押さえている状況でよろしいのですが、こういうカジノについて参画若しくは参画準備をしている企業又は業種には、どのような業種があるのかお聞かせ願います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、御質問がありましたカジノに参入を考えている企業、業種ということでございますけれども、報道によりますと、日本の大手ゲーム機器メーカー数社のほか幾つかの企業が外国の資本に参加をして、そういった経営のノウハウを得るために、現在、資本参加をして準備をしているというふうに聞いております。

○山田委員

ゲーム業界などいろいろあると思いますが、ハード部分とソフト部分にある程度分けると、どのようなカジノに関連する業種があるのか、示していただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

ハードとソフトということですが、あくまでも今申し上げましたのは、運営のノウハウを取得することで資本に参加している企業ということでございますので、そういった面でいけば、運営のノウハウですから、ソフトの部分を考えているといった企業ということになります。

○山田委員

これからもそういう企業なり、また行政なりの情報があれば、逐一お知らせしていただきたいと思っております。

◎地域猫対策について

次に、現在、旭川市では地域猫の取組がされております。この内容と現在の状況を、わかる範囲で説明してください。

○（保健所）生活衛生課長

地域猫対策についての御質問ですが、地域猫というのは、一般的な法律の定義づけはございませんけれども、野良猫に対して不妊手術を行い、数が増えないようにして地域に戻します。餌についても餌場を決めて適正な量を与えて、残った餌は住民が片づけます。また、ふんの後始末なども当番を決めてきちんと周りに苦情が来ないように対応しますという取組で、最初に、横浜市で取組が行われたというふうに聞いております。

旭川市も今年から実施しているということで、旭川市の場合は、地域猫について住民から相談があった猫に対し

て、まず町会長などの了承がとられているかということを確認の上、旭川市の職員がその猫に対して雌であれば避妊手術を雄であれば去勢手術を行い、また地域に戻すという取組で、新聞報道等によりますと、8月時点で2匹の実績があるというふうになっております。

○山田委員

今回、道内では初めてという旭川市のこの取組、なぜ道内で初めてなのか、理由をお聞かせ願えますか。

○（保健所）生活衛生課長

地域猫の取組に関しましては、法律的には動物愛護管理法になります。動物愛護管理法につきましては、北海道と旭川市、札幌市、函館市が管轄しておりますけれども、現在は旭川市だけということで、道に確認いたしますと、地域猫に関しましては、財源的な部分など、ある程度必要であるということで、現在、北海道ではまだ実施していないということで、道内は旭川市だけが実施しているというふう聞いております。

○山田委員

実は、本市でも実名をいいますと、色内川下町会、こちらの町会長が近所の野良猫に対して、雄であれば去勢したり、ある程度の保護をしながら、餌やりなどもしているということで、何とか小樽市でもこういう取組ができないのかということで私にも相談がありました。現在、例えばこの地域猫、実際問題、小樽市で野良猫の状況といえますか、11月末現在で保健所に持ち込まれた猫の数など、もし押さえていたらお聞かせ願いますか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所に持ち込まれている猫の数でございますけれども、本年度11月末現在で、持ち込みされている数は138匹というふうになっております。小樽市の場合は、先ほど申しましたように猫を管理する施設がございませんので、ほとんどは殺処分というふうになっております。現在、道と協議を進めておりまして、本来の管轄である道に対し、持ち込まれた猫については、道できちんと飼い主等を探していただきたいということで、その取組を現在進めており、今年には131匹処分しておりますが、7匹の譲渡ということで現在は進めているところでございます。

○山田委員

また、報道では、もともと札幌市に住む方が小樽市に引っ越してきて、札幌のマンションで保護していたそういう猫が、小樽市内の一軒家に移住したときには、大体15匹いたそうですが、そういう猫を現在も飼育されていると。こういうことで保健所に協力の要請だとか、補助などについて相談とかはなかったのか、その点はいかがでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所に対する相談については、地域猫ということでの相談はこれまで受けたことはございませんけれども、ボランティアの方々が自分のところで猫を引き取り、いろいろと世話をしている関係上、地域、周りの住民から相談が寄せられているのが現状でございます。

小樽市としては、先ほど申しました動物愛護管理法を持っている道に情報を提供して、地域に小樽市保健所と後志総合振興局と一緒に、その苦情内容だとか困っている方々の話を聞いた上で、どのような方法がいいのか、個別に相談に乗って対応をしているところでございます。

○山田委員

こういう地域猫の取組はあるのですけれども、地域犬というのはないそうです。それで、現在、札幌市にある猫の保護団体の押さえはしていますか。

○（保健所）生活衛生課長

札幌市にある猫の保護団体ということで、小樽市に情報提供があるのは、しっぽの会という結構大きな組織がございまして、そちらからは時々小樽市の猫の殺処分状況等について問い合わせがありますので、把握しておりますが、その活動内容等については、あまり詳しくは把握していないところでございます。

○山田委員

こういう活動をしている団体とできればもう少し情報の交換などをして、住民の啓発、若しくは市民に対しての周知、こういう方もいらっしゃるということで、いろいろな方法があると思いますが、今後の取組、その点についてどうお考えなのか、お聞かせ願えますか。

○（保健所）生活衛生課長

今、委員がおっしゃいました動物愛護の観点で申しますと、小樽市につきましても、犬猫については終生飼養ということで市民に啓発を進めております。現在、犬管理所にボランティア団体がございますので、そちらとも協力しながら、街頭とかで終生飼養についてはPR活動を行っております。

猫につきましても、本来小樽市の管轄ではございませんけれども、同じ動物ということでございますので、犬、猫あわせて市民啓発については、これからも継続して市民の方々に理解を一層深めていただきたいというふうに思っております

○山田委員

本当によろしくお願ひしたいです。

それで、以前ほかの議員もお聞きしていたのですが、長橋5丁目の犬管理所の環境が劣悪だということで、改善してほしいということ言われていたのですが、その後、そちらの状況はどうなのでしょう。

○（保健所）生活衛生課長

長橋にあります犬管理所につきましては、これまでも議会の中で何回か取り上げられていますけれども、施設としては非常に老朽化しており、全面改装等につきましては、大変な費用がかかりますので、現在、課題となっております冬の暖房等につきましては、ボランティアの協力も得ながら、電気ストーブの導入だとか、設備の改善について、できる部分から今、予算要求等を行って実施しているところでございます。

○山田委員

本当にそういうボランティアや、いろいろな募金活動も通じて、できるだけ動物の愛護に努めていただきたいと思います。その点について最後の予算の面で市の予算もあるし、市民からの募金とか、そういう周知というのですか、そこら辺について、今後何か施策があればお聞かせ願ひたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

保健所といたしましては、募金活動についてはやっておりませんが、ボランティアグループでは、それぞれ募金内容等について趣旨を書いたものを保健所と一緒に啓発活動をやっている中では実施しております、その中で協力する部分については協力するというお話をいただいておりますので、その辺の部分につきましても、財政や関係部局と相談しながら、できる部分については市民の方々の協力も得ながら実施したいというふうに思っております。

○山田委員

ぜひ前向きに取組をよろしくお願ひいたします。

◎現市立小樽病院の患者対応について

質問を変えます。小樽病院の患者の対応についてお聞きしてまいりたいと思います。

先般、私も手首を折りまして、小樽病院に伺う機会を得ました。一般の病院では現在、外科や整形外科の医師が不足しており、小樽病院についても有名な医師がいらっしゃらず、実際に私も受診したときにはやはり入院はなく、外来だけしていたわけです。

そこでいろいろと気づいた点があったので、お聞きしたいのですが、今この診療科別に、患者数と今の収入が、どういう状況にあるのか、お聞かせ願えますか。

○（経営管理）小樽病院事務課長

診療科の患者数と収益ですけれども、主なものとしまして、内科、消化器内科、外科、泌尿器科について説明したいと思います。また、直近の分ということで、10月分を示したいと思います。

まず、内科ですが、10月の患者数が外来患者数789人、収益が約2,370万円、消化器内科が患者数1,202人、収益が約2,730万円、外科が外来患者数662人、収益が約1,330万円、そして泌尿器科が患者数1,732人、収益が約4,330万円となっております。

○山田委員

今るる数値を述べていただきました。この数値をお聞きしたのは、私が行ったときには診療科目別によっては混んでいる部分、また、すいている部分、これがありまして、なかなか医師の対応でも1人しかいないところもあれば、複数の医師がいるところもあり、こういった部分でどういう対応、また収支状況になっているのかというのが気になったものですから、この部分をお聞きいたしました。やはり時間とその診療内容によっては、この収入の部分も変動すると思います。

この変動する部分をいかに克服するかについては、やはり医師と看護師の配置体制、この部分にもよると思うのです。特に、私が行った時間帯は混んでいたようで、この繁忙時間帯の医師と看護師の配置体制、これについてどういう配置体制なのか、御説明願えますか。

○（経営管理）小樽病院事務課長

繁忙時間帯の看護体制は、外来では午前中のちょうど混み合っている時間帯に非常勤の看護師などを配置しまして、患者に十分対応できるように配慮をいたしております。

○山田委員

ちょっと大ざっぱな聞き方だったのですが、実はこの看護師と医師の体制という、受付の段階で受付したままそこにいる方もいらっしゃるし、患者に対しての体制、その時間割、これが終わったらどちらのほうに行けばいいのか、いろいろと適切なアドバイスする方もいらっしゃいます。ですから、医師の仕事を看護師がフォローする、また看護師も、うまく患者を誘導して素早くそういう忙しい時期の対応ができるというのが、私が見た時点ではよくやっている方もいれば、ちょっと足りないかなという方もいたので、患者の誘導についても一度流れを御説明いただけますか。

○（経営管理）小樽病院事務課長

外来受診をされまして、幾つかの検査をお受けにならなければならない方につきましては、外来で検査の順番を書いた紙を渡しております。それも、その場で手書きするというものではなく、幾つかの基本的な検査項目が書いてありまして、そこに丸をつけて、次はこちら、次はこちらというのを番号で示しまして、できるだけ大きな字で御高齢の方もわかるように配慮したものを渡すようにして、できるだけ迷わず、混乱をしないようにという工夫を看護部でとっております。

○山田委員

本当に一昔前とは比べようにならないほど、改善されています。すごくよくなっていると思います。ですから、もう少し言わせていただくと、患者に対してのケア、声かけ、それをもっとすると、よりよいというのですか、患者に対してはパーフェクトの対応だと思いますので、ぜひその点もお願いいたします。

それと、今度は薬局に行くと、流れが滞っているところがあります。今回、私も行ったのですが、ある程度の処置が終わった段階で薬局に行くと、もう薬局で薬がつくられている、そういう状態で今度は番号を呼ばれます。そのときに番号を呼ばれたのはいいのですが、結構そこでとられない方がいて、後ろのテーブルに山積みになっている部分があるのです。そこら辺の混乱というか、とりに来られなかった方への薬局の対策というのですか、そこら辺はどういう体制になっているのでしょうか。

○（経営管理）小樽病院事務課長

たぶん何人分かの薬がカウンターの奥に積み重なっているのをごらんになったことをおっしゃっているのだと思いますけれども、最近では外来で薬のオーダーを出しますと、すぐにそれがオンラインで薬局に飛ぶようになっていきますので、非常に早く薬ができてくる流れになっております。ですので、たまっているのは、外来の診療が終わって薬をとりに来られる前にもう薬ができてしまい、まだとりに来られていない方の薬がそこにあるという場合が非常に多いのですが、たまにありますのが、やはり患者がとりに来られなくなってしまうとか、お忘れになってしまうなど、そういったことも、ごくまれにですが、ありまして、そういった場合はもちろんお名前等もこちらではすぐわかりますので、あまり長時間とりに来られない方については外来に確認したり、場合によっては御自宅に連絡するなどして、届けるなり、とりに来ていただくなりという配慮をしておりますので、残った分をそのまましばらく放置しておくということはないように心がけております。

○山田委員

できれば薬局でも、山積みになったものの中からまた探し出すというのもなかなか手間のかかることなので、そこら辺の改善もよろしく願いいたします。

最後に、ボランティアが受付にいらっしゃると思います。私も以前行ったときには、入ったときにすぐ近寄ってきて、今日はどうされました、どちらを受診しますか、そういう形で言われた記憶があります。今、そういう患者対応、配置について、今回私が行ったときにはそういう方がいらっしゃらなかったもので、時間帯にもよるのですが、そういう配置についてもお聞かせ願えますか。

○（経営管理）小樽病院事務課長

小樽病院のボランティアにつきましては、ボランティアの方が来ることが可能な日に来ていただいておりますので、この日に何人いなければいけないという決めはいたしておりません。ですので、来られるときに、来られる時間に、来られる方をお願いをしているということになっておりますので、特にこちらで決まった配置というのはいたしておりません。

○山田委員

先ほど薬局のほうで聞き忘れたのですが、小樽病院と医療センターでは、薬局の受付体制で、小樽病院はよく順番、番号がいろいろと書いてありますが、医療センターでは番号が1か所だけ出て、またその次の番号が表示されるという部分があるのですけれども、どうしてそういうふうに分かれているのか、その点を聞かせていただけますか。

○（経営管理）医療センター事務課長

医療センターの薬局の表示の部分なのですが、小樽病院と違いまして、精神科と一般科と窓口が2か所ございます。あと、施設面も含めて小樽病院のような大きなパネルを設置することが困難という中で、テレビ画面でたゞいま何番付近の調剤をしておりますという表示をさせていただいて、皆さんに案内をしているところです。

○山田委員

そうしますと、その番号内の受付番号をいただいた患者は、大体その番号の内だから、たぶん自分の薬ができたということで受付に行くということでよろしいのでしょうか。

○（経営管理）医療センター事務課長

お見込みのとおり、その番号の表示をしている番号より少ない番号の部分につきましては、既に薬ができていくということでございます。

○山田委員

先ほどのボランティアの件については、ある程度日常どういった形で来るのかというのもよくわかりました。そのボランティアの方が、主婦なのか、専門知識がある方なのか、そういうことについてはいかがでしょうか。

○経営管理部田宮次長

主婦の方が中心ということではありますけれども、現役を退いた方、それから大学生、就職先を探している若者など、多岐にわたっております。

それから、例えば医療センターでは、デイケアの陶芸ですとか、書道、それから手芸などの指導をされている、そういったボランティアの方もいらっしゃいますので、そういった特技を生かしている方もいらっしゃいます。

○山田委員

こういうボランティアも本当に必要だと思います。今回、そういうボランティアになる動機とかは押さえていらっしゃいますか。

○経営管理部田宮次長

皆さんに共通しているのは、やはり人の役に立ちたいと、そういう気持ちで応募されている方がほとんどでございます。

○山田委員

私も、こういうけががなければ小樽病院に行く機会がなかったのですが、今回いろいろと見させていただいたのですが、以前よりはずっとよくなっていると私は感じています。しかし、これをまだまだ改善する余地はあるので、そういう点を、私も見守ってまいりますので、ちょっと小言になるかもしれませんが、また今後ともよろしく願いいたします。

---

○上野委員

◎堺町の観光施策について

まずは、観光について質問させていただきます。

外を見てのとおり、いよいよ冬も本格的になってまいりました。冬の観光といいますと、小樽はなかなか集客が望めない中で、今、観光協会も含めていろいろな取組をしていますし、堺町周辺の観光地も冬の客を取り込むような施策をいろいろ努力しているところですが、そこでまずお尋ねしたいと思います。

この冬、特に堺町の市道に関しまして、観光客をおもてなしする一環として除排雪ということが一番重要かと思うのですが、あそこは商店街組合もありますが、除排雪の状況についてどのように取り組まれているか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

堺町通りの除排雪の現状につきましては、車道は市が幹線道路として道路の状況を確認しながら、おおむね10センチメートル以上の降雪があれば作業を行っているほか、歩道は部分的な雪山処理や砂まきボランティアの登録による砂散布など、商店街の皆さんの御協力をいただきながら、道路の安全確保に努めているところでございます。

○上野委員

そこで、雪対策課として、堺町にこの冬一番多く観光客が来るであろうという時期をどれぐらい、どの辺だと、今、認識しておりますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

観光客が最も多くなる時期ということですが、かなりの観光客、今もいらっしゃいますが、特に雪あかりの路の時期については、相当な観光客が来られるのかなということで認識しております。

○上野委員

私もそう思っております。

そこで、今、除排雪、商店街組合ともいろいろ話しているところということですが、やはり除排雪の時期、タイミングというのも一つ大きな課題となっていると思います。予算も限られている中で、一番効果的に観光客

の方々に対して、きれいな小樽をゆっくり安全に見てもらい、そのタイミングとして、やはり雪あかりの路の前あたりでの除排雪ということが必要ではないかと思っておりますが、雪対策課の今年の除排雪のスケジュールというか、考え方をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

除排雪のスケジュール、取組ということですが、例年雪あかりの路の時期、2月上旬になりますと、幹線道路の脇の雪山がかなり高くなっている、それから道路が狭くなっているという状況が多いので、そういう道路状況をよく見極めながら、運搬排雪など適切なタイミングでの作業対応を実施して、道路の安全確保に努めていきたいと思っております。

○上野委員

ぜひとも冬に多くの観光客が安全にまちを見られるように、御努力をお願いいたします。

それでは、同じ堺町に関してですが、堺町は夏も含めて最近いろいろなイベントなどを行って多くの観光客が来られているわけですが、堺町の方々からいろいろ御意見をいただく中に、トイレが少ないというのが一つあるのです。特に夏のイベントなどを行う際には、堺町は横に長いですが、トイレがなかなかなくて、民間のお店がトイレを貸している状況があるわけですが、市として、これは観光にかかわることですが、公衆トイレを含めたおもてなしのあり方というものをどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

堺町にトイレを新設してはどうかという御質問でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、民間の各事業者が観光客にトイレを開放していることは十分認識しております。直接市にそのようなトイレを新設ということでの要望は寄せられてはおりませんので、どのような状況なのかということも含めて、地元商店街の皆さんとお話してみたいということで考えております。

○上野委員

商店街の中のお店の中には、大きなお店もありますけれども、小さなお店もあって、事務所のトイレを貸し出しているような状況もあるようであります。トイレの管理・維持についてはコストもかかる話ではありますが、せっかくあそこには組合ができておりますので、もしトイレなどを今後組合と考える場合には、トイレの管理のあり方も組合に負担をいただくとか、新たな財源負担を民間と協力しながら、ぜひこれからも、来年はさらにクルーズ客船も多く入ってまいりますので、あそこにも多くの観光客は訪れます。やはりトイレというのはどこの観光の地でも必要なものでありますので、ぜひとも前向きに御検討、御協議いただければと思います。これはお願いということで以上でございます。

◎ I R 構想について

続きまして、I R について質問させていただきます。

今定例会では一般質問や昨日の予算特別委員会でも I R に関していろいろな意見が出ているようですが、一般質問の中で他会派の議員が I R というかカジノに関しまして、要するにお金をかけて利益を得たり損する、それが賭博だというような持論をおっしゃっていましたが、私はカジノは、たぶん賭博だと思います。ギャンブルです。それでは、競輪や競馬は、ギャンブルなのでしょうか。御意見をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、例に挙げられました競馬、競輪というのは、特別法の下に行われる、言葉はあれですが、法的に認められるいわゆる公営ギャンブルというふうに承知しております。

○上野委員

それでは、この時期、宝くじというのがあります。宝くじやtotoはギャンブルでしょうか。お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

同じく法の下にあるということで、私はギャンブルという位置づけは当たっていると思います。

○上野委員

私もギャンブルだと思っております。今回、さまざまな意見がある中で、どうもカジノだけが何か特別なギャンブルだと、ほかにはギャンブルがないかのような、そういう意見が非常に多く出ているのですけれども、明らかに競輪も競馬も宝くじも toto もギャンブルでありますし、パチンコに関しましては一応法律上は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に伴う遊技ということになってはいますが、パチンコはアメリカにもありましたが、アメリカでも賭博です。ギャンブルです。

私は疑問に思うのですけれども、教育あるいは周りの環境に対する影響がと言っているいろいろな方がいらっしゃいますけれども、それだとするならば、なぜパチンコや競馬や競輪に関して異議を唱えないのか、非常に私は疑問に思います。小樽市内にも、さまざまなパチンコ屋があります。なのに、パチンコ屋に関しましては、その教育の影響に対して何ら意見を言わず、なぜカジノだけに大きな声を上げるのかというのは本末転倒かと私は思っております。

(発言する者あり)

○委員長

御静粛に。

○上野委員

なので、ちょっとその辺の意見が私には理解ができません。

では、もう一つ質問させていただきます。世界で一番ギャンブルが多い国はどこか御存じでしょうか。また、どれだけのカジノがあるか御存じでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

世界で一番ギャンブルが多い国というのは、申しわけございません。承知しておりませんが、カジノに関しては、世界でおよそ120か国から130か国にあるというふうに認識しております。

○上野委員

では、私から。世界で一番カジノの多い国はフランスです。1,800か所あるそうであります。昨日も景観の話などをしておりましたけれども、では、フランスは世界に一番カジノがあるので、景観が悪い、あるいは観光客が来ないという話を私は聞いたことがないのですが、聞いたことがありますでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

直接そういったお話は聞いたことがありませんけれども、ヨーロッパのほうはそれなりのカジノということで歴史が長く、今よく言われているラスベガスですとかマカオというような、きらびやかな大きなものではなくて、歴史的に地域に根づいてきているカジノというふうに認識をしております。

○上野委員

私も同意見であります。

景観の話も昨日出ておりましたけれども、景観をいうならば、やはり小樽駅の真っすぐ前にパチンコ屋が存在し、臨港地区にもパチンコ屋が存在し、さまざまなパチンコ屋があります。ネオンを出しているパチンコ屋もある。それを放っておいて、カジノが景観にそぐわないというのは、これも私は非常にナンセンスだと思っています。ある一部の情報だけで正しい理解をしていないというふうに私は非常に疑問を感じるわけであります。

ただ、カジノに関しては賭博でありますから当然それなりにデメリットもあるでしょう。ただ、カジノだけが突出してデメリットがあるという話にはたぶんならないと思います。でもデメリットがあるのは確かでありますので、いろいろな疑問も出てまいります。

そこで、お尋ねしたいのですけれども、今、カジノを含めた I R に関しまして、当然市としてはこれからいろいろと調査研究をしていかなければなりません。そうしなければ、責任説明は果たせません。それで現状、この I R に関して市としてはどのような体制で取り組んでいるか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

I R の取組の市の体制ということでありますけれども、観光振興室が担当しておりまして、室長と主幹、それと産業港湾部長、基本的に 3 名で対応しております。

○上野委員

今、体制が 3 名ということで、これから市民に対していろいろ説明をしていかなければならない。議員の中でもいろいろまだ疑問に感じている人に対して、しっかり説明をして調査していかなければならない中で、3 名というのは非常に少ないのではないかと私は思っております。今、観光都市宣言をしてやはり観光に力を入れていかなければならないこの小樽市が、I R に関してもたった 3 名でやっている。部長も含めて 3 名ですから、やはりその体制をもっと強化して、しっかりと調査、説明をできる体制に構築していかなければ市民に対して正しい説明もできないでしょうし、これから I R のことを考えていく、そういう情報収集もなかなか難しいと思うのですけれども、この体制強化について市としてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

（発言する者あり）

○委員長

御静粛をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

I R につきましては、今後の市としての業務量等を見極めながら、観光振興室全体の職員の配置も含めてそういった分担もしながら、観光振興室として対応していきたいと考えております。

○上野委員

この I R だけではなくて、観光のさまざまな取組が今後必要になってくると思います。今、観光振興室は欠員が出ておりまして、非常に人数が少ない状況だと私も認識しております。ぜひとも今後は体制を強化することも当然必要でしょうし、第 3 回定例会でも申し上げましたが、やはり時代に合った組織改編というのは考えていかなければならないと思うのですけれども、本日は市長はおりませんが、最後にどなたかそれに対してお答えをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○総務部長

今、I R に関しまして体制強化のお話もございましたけれども、市全体といたしましては、いわゆる職員の増員要素といいますか、例えば福祉で申し上げますと、制度改正に伴う増員、あるいは今後でいきますと新幹線、防災、さまざまなセクションで増員要請があるので、そういったものにも応えていかなければいけないというふうに思っております。

今お話がございましたとおり、時代に合わせた形での体制強化というのは必要となっておりまして、今後、原部とは十分お話をさせていただきたい、そういうふうに思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎学校給食費の公会計化について

初めに、学校給食費の公会計化について伺いたいと思います。

この問題につきましては、昨年の第 3 回定例会におきまして、千葉議員が未納問題について、また学校給食費の

公会計化について質問していましたが、給食費の透明化ですとか、公平性、又は未納者に対する問題や教職員の方の負担、私もこの話を伺っておりますけれども、検討していただきたいということで質問があったかと思えます。そのときの答弁では、何らかの形で公表していかなければならないということもあり、研究していくと伺いましたが、現在までどのような研究がされているのか、また今後どのように進めていくのか、お聞きしたいと思います。

**○（教育）学校給食センター副所長**

給食会計の問題についてでございますけれども、現在、他都市の状況について調査を進め、公会計、私会計それぞれのメリット・デメリットについて研究をしているところでございます。特に、公会計をとる自治体の状況につきましては、資料や情報等を収集し、その内容、会計の内容について、あるいは事務の内容について研究を進めている最中でございます。また、私会計をとっている中でも、給食費の収納、そちらにつきまして先進的な取組をされている札幌市の状況につきましても、資料情報等を収集してその内容について研究している最中でございます。

**○秋元委員**

そこで、実は3日ほど前ですが、道議会で道教委が公会計化を進めるという方針を示したというふうに報道がされておまして、まずこの報道に対しての認識を伺いたいと思います。

**○（教育）学校給食センター副所長**

道議会での議論でございますが、公会計化には会計処理の透明化の向上あるいは収納事務や督促といった学校現場の負担軽減といったメリットがある一方で、市町村内での徴収義務の体制整備あるいは学校を通さないことで未納者が増えるのではないかという懸念といったデメリット、それぞれの議論がなされているというふうに認識しております。こういったメリット・デメリットの認識につきましては、私どももそのように認識しているところでございます。

今後は道教委として、学校給食の取扱い、こういったものを公会計化に向けた事例を情報提供いただけるという御議論でございましたので、そういった情報を得た中で、私ども今後の検討材料として内容検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○秋元委員**

それで、まず現状についてですけれども、道内で学校給食費を公会計としている自治体というのはどのぐらいあるのでしょうか。

**○（教育）学校給食センター副所長**

北海道学校給食研究協議会の資料を基に調査したところ、現在、公会計をとっている自治体は、85市町村というふうに認識しております。また、全体の会計に占める割合としましては、約58.6パーセントというふうになっております。人口10万人以上の10市の状況では、3市が公会計をとっておりますが、そのうち2市は完全公会計、1市は過年度のみ公会計というふうになっております。

**○秋元委員**

最後にしますけれども、先日の報道の中では、道教委は不正を防いだり、会計を透明にするために市町村が管理する公会計に移行するよう指導していくという方針を話しておまして、私も非常に重要な点であるというふうに思いますし、先ほどお話しいただいたデメリット・メリット両方あるかと思えますけれども、道教委が方針を示したとおり、小樽市としても今以上に一歩踏み込んだ計画ですか、公会計化に向けての推進をされていくのか、この辺を伺って、この質問を終わりたいと思います。

**○（教育）学校給食センター所長**

今後の公会計化に向けての取組でございますけれども、現在、公会計化のメリット・デメリットを整理している最中でございますので、当然、公会計化と申しますと、一般会計も関連がございますので、市長部局とも相談をし

ながら早期に公会計化に向けた方向性を決めるようにしてまいりたいと考えております。

**○秋元委員**

この問題につきましては、また改めて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**◎不登校、ひきこもりについて**

それでは、今回一般質問で行わせていただきました不登校、ひきこもりについて伺いたいと思います。

まず、今回の質問の中で、平成22年度から24年度までの文部科学省の調査の数字を示していただきましたけれども、その際に文部科学省から何らかの指導もあったのか、もしその指導があったとすれば、どのような指導があったのか、伺いたいと思います。

**○（教育）指導室主幹**

例年実施されている文部科学省の調査の結果を受けての指導についてですけれども、本調査結果を受けて文部科学省から特に具体的な指導というのはございません。しかしながら、本調査結果を受けた全国、全道的な数値及び不登校児童・生徒への対応事例集等が示されておりますので、各教育委員会や学校でその事例集等を活用した研修会の実施と効果的な活用について指示されているところでございます。

**○秋元委員**

そこで、今回、人数を伺ったのですけれども、1点気づいたのが、中学校になってからの不登校者が急激に増えているということが気になりました。まず、このことに対する教育委員会の分析と、また、その不登校の理由、どのようなものが理由になっているのか、伺いたいと思います。

**○（教育）指導室主幹**

委員がおっしゃるとおり、中学校になると急激に数字が増えています。その理由としては、まず中学校に入って新しい人間関係でつまづいてしまう子が多いということ、それから学習進度についていけないという学力面の問題があります。それから、新しく部活動が始まりますので、そこにうまく適応できない、そういう生徒が多いというのがあるかというふうに思っております。

また、やはり中学生という思春期を迎える時期でもありますので、自己理想と現実の自分との違いに悩むという時期でもあります。そういう心身的な問題、そういう問題も不登校の原因と、理由というふうにして考えられております。

**○秋元委員**

それで、今回伺った不登校者数の中で、中学校の年度ごとに、学年ごとの人数をお聞かせいただけますか。

**○（教育）指導室主幹**

学年別の人数についてですが、中学校において平成22年度は中学校1年生が15名です。2年生が35名、3年生が31名となっております。23年度は1年生10名、2年生22名、3年生が32名です。24年度は1年生が6名、2年生が28名、3年生が18名となっております。

**○秋元委員**

全国的には中1ギャップというものが非常に問題化されておまして、今、数字をお聞かせいただきましたけれども、私も小樽市でどのような状況にあるのか、また中1ギャップのような問題が小樽市内にあるのかどうかということ非常に危惧していたところですが、全道ほどではないですけれども、やはり小学校から中学校に上がってくるときの中学校1年生の数というのは、結構いるのだと。ただ、小樽市内では中学校2年生、3年生での数が非常に多いというのも一つあるのですけれども、先ほどこの辺の状況なども聞きましたが、なぜ小樽市はこの2年生、3年生が1年生より多く、ほかの都市と違う結果が出ているのでしょうか。

**○（教育）指導室主幹**

今申しました学年別の結果を見るだけでは、中学校2年生、3年生が多いという感じを受けますけれども、小学

生の数から中学生の数、その差を考えると、やはり中学校 1 年生になったときに、不登校の数が増えるというのは、全道的な状況と同じだというふうに考えていいというふうに思います。やはり環境の変化等による中学生の不登校の問題というのは、本市においても重く受け止めていかなければいけないというふうに考えております。

#### ○秋元委員

そこで、今回伺って、適応指導教室に通われて登校できるようになったという子供がいらっしゃいます。非常に努力されて取り組んでいるということはわかったのですが、もし課題があるとすれば、今後どのような取組をして登校できるようになる生徒を増やしていくかという、そのような議論と申しますか、何か方向性については当然現在の適応指導教室プラスになるかとは思いますが、何か考えていらっしゃることはありますでしょうか。

#### ○（教育）指導室主幹

教育委員会では、適応指導教室による指導のほか、不登校対策連絡協議会、それからスクールカウンセラー連絡協議会、また不登校対策研修会などを毎年継続して実施しております。その中には、教員はもとより、保護者はもちろんスクールカウンセラー、それから家庭児童相談員なども入りまして、いろいろ意見の交流をしたり、不登校の未然防止だとか、児童・生徒への対応だとかという研修会を行って協議しているところでございます。それらをあわせていろいろな複合的な取組を通して、何とか不登校児童・生徒の解消に向けた取組につなげていきたいと、そういう取組はしております。

#### ○秋元委員

今回、他団体との連携ということで、保健所で小樽不登校・ひきこもり家族交流会の方々と連携しているというお話を伺いまして、今、教育委員会の御答弁を伺いまして、小樽不登校・ひきこもり家族交流会の方々、当然その中には現在不登校でいらっしゃる子供を持っている保護者、また過去に不登校で現在ひきこもりの子供を抱えている保護者とかもいらっしゃいまして、たぶんいろいろな情報があるのです。それは当然保健所で会合なり、会議をする中でいろいろと話し合われているのですけれども、もし今、教育委員会のお話をいただいたそういう会にこのような団体の家族交流会の方々も参加ができて、いろいろな、例えば今までひきこもりだった方、過去に不登校だった方もいらっしゃいますから、そのような方々のお話を聞いて、参考にすると申したら失礼なのですが、対策をとる上では重要な部分かと思うのですけれども、このような家族交流会の方々との今後連携していくということは考えられますか。

#### ○（教育）指導室長

ただいまの委員がおっしゃいました小樽不登校・ひきこもり家族交流会の方々との交流ということでございますけれども、基本的に不登校対策連絡協議会等につきましては、保護者、教職員等ということで、広くいろいろな方々に参加してもらおうと。ただ、特定の会の方に案内を差し上げているということはございません。狙いとしては、やはり学校復帰ということの一つ大きな狙いにしておりますので、ただ、今、委員がおっしゃったように、さまざまな貴重なお話を聞けるということも私ども承知しております。今後、機会を捉えまして、例えばそういう方のお話を聞く場面だとか、何らかの形でことはできるかと思っております。ただ、特定の会でございますので、直接案内というよりは学校を通じながら保護者として参加していただくなど、さまざまなことを検討してみたいと思っております。

#### ○秋元委員

まず、いろいろな情報と申しますか、連携と申しますか、非常に重要だと。残念だと思ったのはせっかく保健所として連携をされてこられた。ある一定の結果と申しますか、成果がある。教育委員会も今言いましたけれども、適応指導教室などで不登校の子供の対応をされている。そういう横のつながりと申しますか、非常に感じたのは、やはり中学校を卒業して高校に行ってしまうと、なかなかその子供たちがどうなったのかというのが把握できない。

また、就職する段階になり、では、その子たちがどうなっているのかというのなかなか把握できない。

後から話しをさせていただきますけれども、今回調査の話もしましたが、なかなか小樽市の実態がつかまれている。ただ、今日出席されている理事者の方、また各議員の方も必ず周りに、ひきこもりかなとか、心配されるような方が 1 人、2 人いらっしゃるというふうに感じるのです。私は個人的にそういう目で見ていますから、非常に多いというふうに感じるのですけれども、それは今年、山形県で県としてひきこもりの調査をしたのです。ただ、県ですから非常に幅は広いのですけれども、その中で地域的な特徴もあるのでしょうか、45パーセントが40歳以上の中高年だったというのです。だから、私が心配していたこととちょっと違って、かなり以前から、そういうひきこもりの問題というのはあって、それが高齢化しているというふうに感じるのです。

実は、今回質問の中でも言いましたけれども、私も60歳以上のひきこもっている方の親戚の方から相談を受けたことがあります。やはりその高齢化というのは非常に感じる部分なのです。山形県で言うと、民生・児童委員の方を調査の対象にして力をかりて調査したということで、次の質問に移りたいのですけれども、小樽市で民生・児童委員の質問も以前からしてきましたけれども、例えば民生・児童委員の方のところに、このようなひきこもりですとか、不登校の相談が寄せられることはあると思うのです、これは仕事の中に入っていますから。例えばそのような状況ですとか、件数というのは、押さえているのでしょうか。

#### ○（福祉）地域福祉課長

民生・児童委員がそういったひきこもり、不登校等の情報について押さえているかどうかについてですけれども、これについては年 1 回世帯状況調査というお宅を調査する機会があるのですが、その項目の中には入ってございませんけれども、個別にそういう相談をされたケースもあるかとは思いますが、統計上の数字としては押さえておりません。

#### ○秋元委員

それで、先ほど山形県の話もしましたけれども、山形県では民生・児童委員の方にアンケート調査を依頼したのです。それは改めて何か訪問活動をするということではなくて、現在、自分が持っている情報としてどうなのかという調査をしたそうなのです。それで、先ほども申し上げましたけれども、45パーセントが40歳以上だったと。そして、自分が受け持っている地域の中に対象となるような困難を持った方がいますかという問いに43パーセントの方が対象となる、要するに引きこもっている方がいるというふうに答えているのです。

そういうことから考えますと、たぶん小樽市内の民生・児童委員の方にも、このような相談が寄せられているのではないかとこのふうには思うのです。ただ山形県の調査の中では、民生・児童委員の方がどう答えているかという、どういうふうに対応していいかわからないというのです。どこに相談していいかわからないということなのです。だから、たぶん個人で保護者なり家族の方が民生・児童委員の方に相談しても、話は聞けけれども、では、どこに相談していいのかどうやって対応していいかわからないということがまず明らかになったというのです。

そういう部分も踏まえると、私は今回、教育委員会で調査をしたらどういう状況ですかというふうに伺いました。前向きなお話をいただきまして、既決予算の中では可能であると思います。いろいろな問題はあると思います。できるかできないかとか、対象の問題もあると思いますけれども、できるというふうには、お話しいただいたのですが、ただ、毎回教育予算が少ないと言われている中で、なかなかその教育予算の中でそういう調査をしてほしいということは言えないのです。私としては今回山形県の例を引いたのは、現在、小樽市内にいる民生・児童委員の方に、まず改めてそのひきこもり調査という形でアンケート調査をすることはできないのかというふうに思うのですけれども、当然、民生・児童委員協議会を通じて調査することになるとは思いますけれども、そのことはできるのでしょうか。

#### ○（福祉）地域福祉課長

民生・児童委員協議会に対して、ただいまのひきこもりに関連する情報について持っているかどうかについては確認してみたいと思います。

### ○秋元委員

一般質問では、小樽市が他市より若干遅れているのだというお話もさせていただきまして、近隣の例えば石狩市、札幌市では、ひきこもりに特化した調査ではないですけれども、アンケート調査をされています。まずこのアンケート調査はどのようなものだったのか伺いたいと思います。

### ○（生活環境）青少年課長

石狩市につきましては、平成23年に調査しております。これにつきましては、対象としては15歳から39歳の市民の方3,000人を無作為で抽出してやったということで伺っております。回収率につきましては約26パーセント、いわゆるひきこもり群というのが約1.9パーセント、それからひきこもり親和群、これが約5.8パーセントというふうに聞いております。それから、札幌市につきましても、平成23年の調査でございます。こちらの対象も15歳から39歳で2,000人に対して調査をいたしまして、回収率としましては約50パーセント、ひきこもり群は約1.6パーセント、ひきこもり親和群は4.7パーセントというふうに聞いております。

### ○秋元委員

どこの部署でやられたかというのは押さえていますか。

### ○（生活環境）青少年課長

課といいますか、石狩市は、保健福祉部のこども室というところと聞いております。それから札幌市につきましては、教育委員会の生涯学習推進課で調査したというふうに聞いてございます。

### ○秋元委員

私もいろいろと調べたのですが、どこということではなくて、その地域や自治体によってさまざまなのです。市長も今回調査に対していろいろと検討するというお話がありましたけれども、私は石狩市でも札幌市でも、また、ほかの市でもいろいろ調査をして対策に取り組んでいるところを考えますと、小樽市は不登校ですとか、ひきこもりに対しての考え方というのが1歩も2歩も薄いといいますか、軽いというふうに感じざるを得ないのです。今回、教育委員会、又は保健所などにも質問させていただきましたけれども、高齢者福祉の策定にかかわる調査では20万円ぐらいの予算でできるということで、私は何も毎年やってほしいということを行っているのではなく、小樽市としてやはり調査を1回していただいて、まずはどういう状況にあるのかということをしっかり把握していただきたい。それで市長も今年手を挙げた地域若者サポートステーションですか、これに手を挙げて小樽市にもつくりたいということだったので、状況も何もわからない中でいきなりNPOの方たちをお願いして、そこで一から始まるのかというふうに思えば、その前にせっかく手を挙げているのですから、一度調査をしっかりしていただいて、方法はいろいろあると思います。その中でしっかり現状把握して、対策を練るということ大事だと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

### ○総務部長

今、不登校とひきこもりについて御質問がございまして、一般質問では市長から取り組むということを大枠で答弁させていただきましたが、その後、私も法律を読ませていただきましたが、なかなか前に進んでいけない理由として考えられそうな点というのがあり、一つにはその基本理念の中で教育、福祉、保健、医療、雇用、それから矯正、更生保護、こういった各分野の知見を総合して行うということで、いわゆる縦割りではできないわけです。また、どこかの職場に割り振るといっても、やはりそれなりの負担になるということで、このところは慎重にやっていかなければいけないというふうに感じております。

ただ、法律を読みますと、地方自治体の責務という規定がある中で、担当がないということはやはり違和感がありますので、それ個々の担当というのは教育ですとか、あるいは福祉だとかであるのでしょうか、やはりこの法律で求めているというのは、個々の担当よりもいわゆるネットワークをつくっていくと、そういうことが必要だということで訴えておりますので、今後、庁内における連携ですとか、関係機関における連携というのが

当然必要になってくると思いますが、どのくらいの業務量が必要になってくるのか、あるいは新たな職員の配置が必要になるのか、そういったことも含めまして、これらといたしますか、不登校なりひきこもりについて知見のある職場の担当に集まっただきまして、協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。

**○秋元委員**

私は、教育委員会でせっかく不登校のデータがあるのですが、それをなかなか生かされていないと。たぶん教育委員会にそれ以上のものを求めてもそれは無理だろうと。保健所にそれ以上求めても無理だろうというふうに思います。今、総務部長が言われたとおり、やはり横断的なネットワークをつくっていかないときっといけないだろうなというふうには思うのですけれども、先ほど言った民生・児童委員協議会にお願いして、もしそのアンケート調査に答えていただけるというような回答であれば、これはすぐできるものですか。

**○（福祉）地域福祉課長**

民生・児童委員協議会に対して、こういった調査をお願いすることにつきましては、先ほど山形県の事例を出されましたけれども、直接その民生・児童委員が訪問してこういったひきこもりに関するお話を聞いた際に、民生・児童委員は福祉的な知識はありますけれども、こういったことに関する専門的な知識は、ある方もいらっしゃるかもしれませんが、大方の方は持っていらっしゃらないと思います。また、そういった子供を持つ保護者も精神的に非常に不安定な状態になっているということが想定されますので、果たして民生・児童委員が直接調査することで実態が明らかになるのかという部分については、わかりかねるところはありますけれども、ただ、現状で民生・児童委員がそういった情報を持っているかどうかについては、一応確認をさせていただきたいと思います。

**○秋元委員**

先ほども言いましたけれども、改めて訪問をしてほしいということではなくて、今、民生・児童委員の方が持っている情報の中でそういう相談があったのか、また民生・児童委員の担当されている地域内にひきこもりなりの状況を感じる方がいらっしゃるかというアンケートなのです。だから、改めて足を運んでいただいて、その対象の家を回って調査するという方法ではなく、今持っている情報を教えてくださいということなので、私は特別何か大きなハードルがあるというふうには思えないのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

**○（福祉）地域福祉課長**

民生・児童委員協議会と一度話をしてみたいと思います。

**○秋元委員**

向こうの方が受けていただければ、それはすぐにも実施できるものですか。

**○（福祉）地域福祉課長**

それは民生・児童委員協議会と話してみなければ何ともお答えできかねます。

**○秋元委員**

当然いろいろな話し合いは必要かと思うのですけれども、向こうの方が受けていただけるのにできない理由とはどのような理由があるのか、予算の問題なのか、人材の問題なのか、担当する部署の問題なのか、その辺はいかがでしょうか。相手に受けていただけるのに、できない理由というのはどういう理由がありますか。

**○（福祉）地域福祉課長**

民生・児童委員がお持ちの情報ですので、それを情報提供していただけるのであれば、それは秋元委員のおっしゃるとおりデータとしては活用できると思いますけれども、まだそこを確認していない段階ですので、今はそこまでお答えはできかねるということでございます。

**○秋元委員**

なかなか明解な御答弁がいただけなくて残念ですけれども、民生・児童委員の仕事の中に子供の健全な育成の部

分ですとか、社会福祉に関する項目がありまして、やはり私たちが知り得ないそういう情報というのはかなり多く持っていらっしゃるのでしょうし、それを何か事細かく教えてほしいということではなくて、数値的な部分であれば、私は大きな問題にはならないのではというふうには思っているのですけれども、また、その点に関しましては、ぜひ民生・児童委員協議会に確認をしていただいて、できるものであればすぐ進めていただきたいですし、もしできないのであれば、どのような問題があってできないのか、また改めて説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

#### ○林下委員

##### ◎寡婦控除のみなし適用について

まず一般質問で取り上げました寡婦控除のみなし適用について、前回の予算特別委員会でも質問をいたしまして、その際には副市長から今後勉強していきたいという答弁をいただいております、私としては非常に前向きに検討していただいていると、こういう判断をいたしまして、今回の一般質問に臨んだわけでありまして。

しかし、市長からの答弁は、前回の代表質問で答弁された内容を踏襲したものであって、私は非常に残念に思っております。特に、お答えの中で税制上の規定に基づいて全国的に同一の対応が望ましいと。これはそうならば当然どこも同じ形でできるというのは理解するのですが、今は、そうした時間を待っている余裕はないのではないかとということで訴えたつもりであります。また、財政負担は小さいが、公平の原則から対応していくべきだという市長のお答えですけれども、私は既に実施をしている自治体は何を基準にのみなし控除の適用に踏み切ったのか、あるいは税法上の観点から、専門家の見解なども含めて税の公平性についての考え方ということも訴えたつもりなのですけれども、結果的に再質問も含めて議論は全くかみ合わなかったと思っております。

私が、大都市を中心とした事例をもっていろいろ質問をいたしましたから、若干の誤解もあったかもしれませんが、苫小牧市や函館市なども議会ではこうした課題が取り上げられ、それぞれ理事者からいろいろと前向きな回答をいただいているというふうになっております。先ほどもたまたまですが、東神楽町でも理事者から前向きな検討をするという回答を得たと。小樽市はどうなっていますかと逆に大きい都市ですからという話で質問がありました。東神楽町というのは子育て支援のまちとしていろいろな先進的な取組をしているということは皆さんも御承知のとおりですけれども、私は今大変そういう厳しい環境、そしてまた経済的にも困窮している人たちが小樽市で孤立死なども起きることを懸念して、その前に何とかできることからやっていただけないかというのが質問の趣旨だったのですが、今日は市長に出席を求めておりませんが、そういった考え方も含めて再度質問をさせていただきます。ぜひ前向きな回答をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

#### ○（財政）柴田主幹

寡婦控除の問題についてであります、市長の答弁の繰り返しになるかもしれませんが、やはり全国的に同一の対応となることが望ましいというふうな考えを持っております。

他都市の例ということでお話がございましたけれども、報道などによりますと、寡婦控除のみなし適用を実施している自治体は全国的に見てもまだ十数か所ということで、まだまだ一般的な施策ということにはなっていないかというふうなことで思っております。こういった現状の中でのみなし適用の実施につきましては、なかなか難しいというふうなことで考えておりますけれども、今後とも国ですとか、他の自治体の動向には注視してまいりたいというふうなことで考えております。

#### ○林下委員

私も今、他の自治体の例を言いましたけれども、だんだん大都市から小さな市町村というところに広がってきて

いるというふうに思っていますので、そういった情報も含めて取り入れていただきながら検討していただければというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

#### ◎ふれあいパスの値上げについて

次に、ふれあいパスの値上げの問題について会派代表質問の中で取り上げられておりましたので、私も長年、公共交通にかかわってきたという経験を踏まえて、意見を申し上げたいと思うのですが、そもそも小樽市のふれあいバス事業は、小樽市や議会の意思で70歳以上の高齢者が気軽にまちに出てさまざまな活動に参加できる。そういうことによって、健康の増進や小樽経済にもいい影響を与えるのではないかと、そういった理念の下に実施されたというふうに理解をしているのですが、その点についてまずどういう経緯でこのふれあいバスを始めたのかという点についてお答えをいただきたいと思います。

#### ○（福祉）地域福祉課長

ふれあいバス制度というのは、平成9年度から始まっておりまして、当初は無料で始まっておりますが、ただいま委員がおっしゃいましたように、高齢者の方が生き生きと家に引きこもることなく生きがいをもって生活を送っていただくための施策として、小樽市として立ち上げたというふうな認識をしております。

#### ○林下委員

ほかの都市でもいろいろな形でこうした事業を実施しておりますし、料金の負担のあり方というのも、さまざまな形態がありますが、私は歴史的にも小樽市は公共交通に大変恵まれた環境で、例えば同規模の都市の公共交通と比較しても理解いただけるとは思いますけれども、大変恵まれた環境で来たというふうに思っております。その分だけ、小樽市も市民も公共交通に対する感覚といいますか、公共交通をみんなで支えていくのだという考え方が、なかなか定着していないのではないかと、このように印象を受けております。

それで、小樽市としては、このふれあいバスというのは、単費の事業ですから、負担も結構大きいというふうに思いますし、何とか減らしたいという考えは当然理解できるのですが、今回、理事者から中央バスが20円の負担を求めてきたということで、その内容も市長から答弁をされておりますが、やはりその理由としては何といても燃料費の高騰、高どまりということは、事業者にとっては大変厳しい状況だと。これは当然理解できますし、人件費の問題も市長は触れておりましたが、私も規制緩和以来、輸送業全体が労使ともに人件費は大変圧縮をされて苦しみ続けられてきたという意味で、道内のリーディングカンパニーとして中央バスが決断した意味は非常に大きいというふうに思っています。

だからといって、20円をふれあいパスの利用者に全て負担させるということは、非常に大きな問題であると思います。なぜかといいますと、値上げをすれば必ず利用者が減ることが想定されます。そのことによって不採算路線が出てきて、路線の減便にもつながってくるのではないかと、このことが懸念されます。

私は、以前から、そういったことに対応するためにデマンドバスとか、あるいはコミュニティバスとか、そういったものを検討して、国からも助成を受ける形の輸送体系を考えたほうがいいのではないかと、このように再三提起をしてくれているのですが、なかなかこれについては事業者の意向もありますし、実現が難しいという答弁で終始をしております。しかし、一方で小樽市としても、こうしたふれあいバスに限らず、何とか公共交通を守っていくために、いろいろな国の支援策などを利用する方策もそろそろ考えていく時期ではないかと、このように私は考えておりますので、その点についての理事者の考え方をお聞きしたいと思います。

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

ただいまの林下委員の御質問ですが、確かに今、人口減や少子高齢化などということで非常に利用者が減ってきていると。中央バスも赤字が出てきているということで、非常に問題が出てくるのではないかと、このように思っております。

ただ、今市全体で考えたときには、本当に市としての非常に大きな問題というところまではまだいっていないと

いうことでございます。ただ林下委員がおっしゃるように今後もそういうような問題が発生するという可能性がございますので、将来的には国の補助制度とか、デマンドバスやコミュニティバスなど、そういうのも取り入れていくということを検討していかなければならない時期が来るというふうに認識しているところでございます。

#### ○林下委員

私は、中央バスに限らず、今、公共交通を担っている企業というのは非常に厳しい環境の中で頑張っているという認識です。だからこそ、今こういったことを何とか考えて、みんなで知恵を出し合って、そして地域の交通を確保しようということ提起をしておりますので、今大丈夫だからずっと大丈夫だという保証はどこにもないわけですから、ぜひそういう意味で検討していただきたいというふうに思います。

#### ◎「小樽の森」構想について

次に、「小樽の森」事業実現化検討報告書の関係で質問いたしたいと思っておりますけれども、今回、民間が主体で経営している部分と市が所管する部分があって、このたびの「小樽の森」構想実現化に向けた検討委員会の報告に関して、いろいろ質問がござっておりますけれども、理事者としては経営主体が決まらなければ補助はできないという答弁だったというふうに思います。

報告書で今後の課題としては、公的補助の活用を検討することが強く示されておりますけれども、私も第2回定例会の代表質問で奥沢水源地の保存・活用計画の部分で、非常に自然環境が整った地域で、もう少し規模を広げて自然環境を維持して守っていく。そして、それを活用していくということは、規模が広がれば、本当に公的な支援がなければ難しい事業だろうというふうに思っておりまして、そういった検討も提案させていただきましたけれども、このたびの「小樽の森」事業とはいわゆる事業主体という意味では違っておりますけれども、こういったものを乗り越えて、何とか小樽の自然環境を保存・活用していくという方向性では一致していると思っております。実は奥沢水源地と天狗山というのは、私が子供の時代は天狗山にスキーに行ったら、帰りはスキーで奥沢のほうにおりてきたという、そういう地形的には非常に繋がっているし、環境もそういった意味では大変似ています。だから、そういった事業主体の壁を乗り越えて、何とかそういう規模で検討ができないのかというのが今回の検討委員会の報告書を見ての感想ですけれども、その点についていかがでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室中村主幹

小樽の森の経営主体が決まっていないため、補助金を含めた公的支援、それから補助、こういったあり方を議論できる段階ではありません。このたび「小樽の森」構想実現化に向けた検討委員会のプランでは奥沢水源地周辺を検討の対象にはしておりませんので、検討委員会では奥沢水源地周辺については全く議論していません。したがって、現段階で私どもとしましては、その質問に対してお答えすることができませんので、御理解をいただければと思います。

#### ○林下委員

私も確かに事業主体が違うという意味では、なかなか難しいことだろうというふうに思っておりますけれども、非常に方向性なり、あるいは考え方が、近い内容だというふうに思っております。いずれいろいろな形での公的な支援を要請しなければならないという課題があるとすれば、やはりそういう方向でやっていくのが一番望ましいのではないかと、私が勝手に思っていることかもしれませんけれども、非常に小樽の将来にとって重要な位置づけになるだろうというふうに思いますので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

#### ◎おたる屋台村レンガ横丁について

次に、おたる屋台村レンガ横丁についての問題ですけれども、実は10月下旬に新聞やテレビで報道されまして、私も存続の危機にあるということを知りました。それで、屋台村は市民と観光客が触れ合う場として一定程度、10年もたちますから、お客さんも定着をしているというふうに思っていました。現状としてはやはりそういう利用客の定着だとか、経営面で全然赤字だからやめるとか、そういう状況ではないと思うのですけれども、その点

についてはどういう理解をしておりますか。

○（産業港湾）三船主幹

おたる屋台村についての御質問ですが、今、委員がおっしゃいましたとおり、屋台村につきましては、立地場所もサンモール一番街商店街の駅寄りといいますか、日銀通りに近いところに立地をしております。また宿泊施設もありますオーセントホテルの向かいということで、稲穂十字街にあるということで、非常に通行量の多い場所でもございます。観光客の方も通る場所、なおかつ市民の方々も集まる場所ということで、市民と観光客の方の交流の場ともなっておりまして、大変にぎわっているというふうに理解してございます。

個々の経営状況につきましては、市といたしましては把握はしてございません。

○林下委員

この施設は設立時にいろいろと公的な補助を受けて発足したというふうには私は記憶しているのですが、この間、市としてどのようなかわりを持ってきたのか、お聞きしたいと思います。

○（産業港湾）三船主幹

公的な補助というお話ですが、市の施策の中の商業振興といった部分につきましては、屋台村は商店街の一員でもあるということで、そういったイベントに対する補助ということではソフト事業で補助はしておりますが、その他の補助については行っておりません。

○林下委員

私も小樽市が設立に向けて何か補助をしたということではなくて、道からのそういう商業振興か何かの資金というふうには理解をしていたのですが、その点についてはただいまの回答で理解をいたしました。今、存続に向けて関係団体と小樽市が地主に対して陳情したというふうにも報じられておりますけれども、経過についてはどのような形で行われたのでしょうか。

○（産業港湾）三船主幹

この秋、10月ですが、経済界から、おたる屋台村の土地の賃貸借契約が来春に満了すると、ついでには営業継続のため契約を延長したいというお話がありました。それで、市にとりましては観光だけではなくて、中心市街地の活性化に於いてはならない施設だという認識でございますから、営業継続に係る要望書というものを商工会議所、それから観光協会、商店街振興組合連合会、それに本市を加えまして4者の連名で作成し、提出したということでございます。

○林下委員

ただいま小樽市にはなくてはならない施設という位置づけをしているということであり、私もやはり小樽市の観光スポットとして定着もしているし、市民からもいろいろな立場から存続するべきだという声も結構伺っているところであります。そういうことで、現在のところ、地主と事業主体との間でなかなか厳しいやりとりがあるようですけれども、小樽市としては今後どういう方針をもって対応していくのか、存続に向けて考えていくのかということについてはどのようにお考えでしょうか。

○（産業港湾）三船主幹

委員のお話にありまして、新聞等の報道を見ましても、土地所有者と再契約という形にはなかなか合意にならないというふうに理解しておりますけれども、一方で経済界が水面下で存続に向けて動いているというお話も耳にしております。まずは土地の所有者の御理解をいただくことが存続に向けての第一条件でありますから、今後の交渉の経過というものを見守りつつ、必要な協力ということを行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 2 時57分

## ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

一新小樽。

---

## ○安齋委員

### ◎新・市民プールについて

まず、新・市民プールについて質問させていただきます。

第6次総合計画の前期実施計画において着手されなかったことは残念ではありますが、後期実施計画の中で当市の状況、いろいろな諸課題がある中で、検討するというふうに盛り込んでいただけたことは、まず市民の声を受けて少しは取り組んでいただけたという姿勢を見せてくれたかと思っております。

新・市民プール建設の必要性ですけれども、私としては競泳にかかわっているという観点から必要だというふうに訴えておまして、やはり小学校、中学校で全道、全国レベルの記録を出す子が市民大会でもいるのですけれども、今の代替の高島小学校温水プールでは公認プールでないということから、そういった記録を出しても全道大会に行けなかったり全国大会に行けないという実情がございます。そのため、札幌の大会とかに行かざるを得なかったり、若しくは札幌まで練習に通って、札幌の団体に加盟しないといけないということがありまして、子供のスポーツ振興という観点からもやはりそういったハードの部分は必要であり、ぜひとも公認プールをつくってほしいと思っておりますのでございますが、やはりいろいろな課題があるということで、前回は質問させていただいていますが、少し確認の上で改めて課題を整理させていただければと思っております。

建設場所もさることながら、やはりランニングコストが課題であるというふうに私は思っております。ですので、そのランニングコストについて質問させていただきます。

まず、現在の高島小学校温水プールと以前の室内水泳プールのランニングコストについて直近の情報がありましたら、示していただきたいと思えます。

### ○（教育）生涯スポーツ課長

まず、高島小学校温水プールのランニングコストの維持管理経費の部分になりますけれども、平成24年度ベースでいきますと、3,213万1,000円となっております。この中で主なウエートのかかっている内訳といたしましては、光熱水費が1,204万2,000円、委託料として受付清掃業務がシルバー人材センター、監視業務が警備会社、あと水泳教室がソプラティコということで1,800万円となっております。

次に、室内水泳プールの部分につきましては、以前もお答えしていると思えますが、16年度から18年度の平均では5,358万4,000円となっております。この中で一番ウエートがかかっている部分といたしましては、職員給料、嘱託員の報酬、人件費が1,700万円かかっております。次に、光熱水費関係で1,935万3,000円となっているところでございます。

### ○安齋委員

人件費が結構大きなウエートであるということですが、もし現状の高島小学校温水プールを残したままといたしますか、あるまま市民プールを新たにどこかに建設した場合、ランニングコストが二重にかかってしまうということになりまして、その費用を捻出していかなければいけない。そこがたぶん一番の課題であると思えます。建設コストでいけば、不幸中の幸いか過疎地に指定されていますので過疎債を使って、単年度の建設コストはかなり圧縮されると思えますけれども、ランニングコストについてはやはり市単独で出していかなければなりません。そ

こをどう捻出するかということも考えていかなければいけないということで、私もいろいろと考えているところなのですが、そのランニングコストの部分で、例えば今民間のプール事業者があり、民間委託にした場合は、結構下がると思うのですが、そこら辺の検討もされているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

民間委託等についてランニングコスト軽減のための考えということでございますけれども、今までの答弁の中でもお答えしておりますが、まずプールの規模や必要設備、建設コスト、ランニングコストなどの比較検討を調査研究しているところでございます。その中で、民間委託や指定管理などについても、一つの方法として検討する中であわせて研究していきたいというふうに考えてございます。

○安齋委員

これもまた前と同じ答えになってしまうかと思うのですが、以前は単独施設での考えがあったということだったので、やはり単独だとランニングコストも含めて、建設についてもですが、かなりかかってしまうということで複合施設でも検討していると。私としては、単独でも複合でも公認としてつくってもらえるのであればいいと思っているところでございます。ただ、場所が中心地でどこがいいのかという問題はあるのですが、単独と複合の場合のランニングコストの差といいますか、どうしてこのような差が出てくるのかという数字と、根拠を今お示しいただけるのであればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

単独プールと複合なり併設型のプールとの比較検討でございますけれども、以前にも学校プール関係で調査した部分はあります。複合施設になりますと、その建物全体での光熱水費関係での案分にもなることから、維持費が軽減できるであろうと。単独になりますと、その施設で全てを維持していかなければいけないということでコストが高くつくというふうに思います。

○安齋委員

そこで、私の提案をさせていただきたいと思うのですが、今回、後期実施計画でも総合体育館などを含めた体育施設の設備整備という項目がありまして、この辺でいくと、やはり市民会館とか総合体育館も結構な年数がたっていると。ここら辺もいろいろ考えていかなければいけないのですが、運動公園という位置づけで市民会館、総合体育館も含めた複合施設の市民プール建設ができないのかと思っているところでございます。複合施設だと、維持管理費が少なくなりますし、現在も総合体育館が民間委託しているということもありますから、どこになるかはわかりませんが、ソブラティコであっても、既にそういう事業をしていますのでプールの維持・管理ができると思います。そういったことを考えると、市民会館の耐震化という問題もあります。総合体育館のもろもろの設備整備、今後調査してどうなるかわからないのですが、そういったことを含めて、そういった複合体育施設をつくっていただけないかと、それも検討の一つではないかなと思っております。私の考えについても何か感想がありましたらお聞かせいただきたいのと、現状もしそういうことが可能であれば、どういうふうに進めていくべきなのか、それとも、そういうことではなくて、また新たに違う検討方法もあるのか、検討方法はいろいろあると思うのですが、そこら辺をお聞かせいただければなと思っております。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、現在、ランニングコスト等含めまして比較検討を行っているところであります。今、委員がおっしゃったように、耐震診断等でこれからの公共施設の動きなども注視していかなければならないというふうに現在考えております。

○安齋委員

プール建設が遅ってしまったということは残念ではあるのですが、これを機に、この周辺の整備に向けて総合的な考え方ができるとも思っています。市民会館しかり総合体育館しかり、その辺を運動公園という位置づけ

になるのかわからないのですけれども、ひとつ複合的な施設になれば、それこそそれぞれのランニングコストが減りますので、教育予算としてもかなりいいのかなと思っておりますので、ぜひ市民の皆さんからいろいろな声が上がって大変でしょうけれども、実現に向けて検討して行ってほしいと思っております。これはお願いでありますので、もし感想があれば何かお聞かせいただければと思いますが。

#### ○教育部長

市内の社会体育施設に限らず、公共施設との併設という考え方はどうかということでございますけれども、現在、この新・市民プールについてはいろいろな形態が考えられるのではないかとということで、後期実施計画の5か年の中で引き続き検討ということでございます。特定の施設を想定したということは、現在のところまだそこまでは至ってございませんけれども、いろいろな形での検討は引き続きやっていかなければならないという趣旨でございます。

#### ○安齋委員

ありがとうございます。我々水泳協会としても、市長部局にどうしてもプールを建てたいと思ってもらえるように水泳人口の普及にも努めてまいりますし、鋭意頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも何かいろいろアイデアがありましたら、提案させていただきたいと思っております。新・市民プールについては、今後も引き続きいろいろ提案させていただきますので、これで終わります。

#### ◎オンラインゲームの利用について

次に、オンラインゲームの利用についてですけれども、この前、本会議でも携10運動の話がありましたが、今朝の新聞でオンラインゲームの相談急増という記事がありましたので、その観点で質問させていただきたいと思っております。

小樽市は携帯電話の利用がすごく多いという状況ではありますが、全国的に見ると、その中でもさらにスマートフォンのゲームで親のクレジットカードを使いアイテムとかを買ったりなどして、100万円とか200万円請求されたという事例があるようです。小樽市も携帯電話の利用が多いということで、もしかしたらそういった相談があるのかと思ってしまったものですから、そういった実態があれば聞かせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○（教育）指導室主幹

報道にありましたようなモバイルゲームなどを活用しての被害ということの報告はございません。

#### ○安齋委員

それは何よりです。本当は被害の報告がないだけで、もしかしたらどこかで親のクレジットカードから引かれていくということもありますので、携10運動等含めて、子供たちに今ある機種といいますか、そういったものを使ってもらえるかということが重要だと思います。私もそうでしたけれども、だめだと言うとどうしても使いたくなるというのが子供の気持ちだと思います。いかに端末をうまくそういったいい利用の仕方をしていくかということが重要でありますので、これは教育委員会がどうのこうののではなくて、家庭教育が一番重要だと思いますから、今後も引き続き訴えといいますか、そういった指導を強化して行っていただきたいと思います。

#### ◎国の税制改正による小樽市への影響について

最後に、税制大綱が決定したという今朝の新聞報道を受けまして、質問させていただきたいと思っております。

小樽市にとってもいろいろと影響が出てくるかと思う部分もありまして、法人住民税の移譲とか軽自動車税、そういったところに影響してくると思いますが、まず今朝の新聞に出ていた税制大綱決定という記事を受けて、財政部ではどのような見解をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○（財政）税務長

与党の税制改正大綱ということで発表されておりますけれども、今回の税制改正に向けては、今、委員からごさ

いましたが、この間の検討経過の中では法人住民税、法人課税の問題ですとか、軽自動車の車体課税、こういうものが注目されていました。この中で、直近の私どもの来年度の予算等に影響があるかどうかということを見た中で、現状では平成26年度の予算に影響してくる項目というのではないというふうには考えています。

**○安齋委員**

来年度早々に影響するものはないということでありますけれども、平成27年4月以降に軽自動車税が1万800円ぐらいになるということで、今後、拡大といいますか、影響してくるところが多くなってくると思います。来年度ではなくて、今後の部分で御説明ください。

**○（財政）税務長**

今、お話のあったとおり、すぐにではないですけれども、例えば軽自動車税の関係につきましては、大綱上書いてあるのは、平成27年4月1日以後の新規取得の車税については自家用については1.5倍、その他の区分の車両については1.25倍という、こういうことがございますので、ここ数年、この4輪の自家用の車というのは、毎年300台ぐらいずつ課税が増えておりますので、それが買い控え等の関係でどうなるかということももちろんありますけれども、そういう影響が出てくるかというふうに思っております。

また、法人住民税を一部国税化するということでありますけれども、これにつきましても、26年10月1日以降の事業年度ということになりますので、27年度以後の予算には影響してきます。現在、市で14.7パーセント掛けております法人税割の税率が12.1パーセント、ここまで下がりますので、この分は交付税のほうの原資に持っていかれると、そのような影響はあるというふうに思っております。

**○安齋委員**

そういう減額の影響も出てくるというところでもございまして、与党の皆様には中央と同じ考えではなく、地方の目線に立った発言をぜひ届けていただきたいと本当に思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、この中で、消費税の増税に関しても、やはり地方交付税に影響が出てくるかと思うのですけれども、これについていかがでしょうか。

**○（財政）財政課長**

交付税につきましても、増税になった分が一部地方には配分されますが、先般から言っているように、交付税の部分の基準財政収入額にその分が加算されますので、そこでの相殺というのがあるところでございます。

**○安齋委員**

増税によってかなり影響が出てくると思うのですけれども、今後も平成26年度方針とかを含めて質問したいと思っていたのですけれども、総務常任委員会での報告とも重なるということでしたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

**○委員長**

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

---

**○新谷委員**

**◎福祉除雪について**

初めに、福祉除雪の置き雪対策についてお聞きします。いただいた資料によりますと、福祉除雪サービスは登録世帯、実施世帯とも増えております。この増えたことをどのように分析していらっしゃいますか。

**○（福祉）地域福祉課長**

お手元の資料をごらんいただければおわかりになるかと思っておりますけれども、登録世帯につきましては、年々増加傾向にあるところでございまして、その理由としましては、やはり高齢化が進んでいるということが大きな要因ではないかというふうに思っております。

○新谷委員

そういう一方で、置き雪対策が2011年度248世帯、それから2012年度227世帯で、実施世帯が減っているのは納得いかないところなのですが、申請方法が変わったことにより少なくなったということですが、2011年度は建設部が対象者に手紙を送ったということですが、そのときはどのように対象者を選んで何件に送ったのですか。

○（福祉）地域福祉課長

平成23年度、建設部が対象者に送ったやり方としましては、まず福祉除雪の登録世帯、これをベースに市道に面している世帯全てに郵送で御案内等申請書をお送りしたということでございまして、件数としましては、315件というふうになっております。

○新谷委員

それでは、2012年度は何件に当たったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

2012年度につきましては福祉除雪の申請を民生・児童委員が受けるというのは平成23年度も24年度も変わりないのでありますが、24年度は福祉除雪の申請を民生・児童委員が受ける際に置き雪除雪の希望があるかどうかを皆さんにお伝えして、その後、福祉除雪の審査とともに市道に面しているかどうかをチェックして決めるという方式に変えました。

それで、福祉除雪の申込者のうち、置き雪除雪を希望する方は257世帯ありまして、審査の結果227世帯というふうになってございます。

○新谷委員

そうすると、建設部が行っていたように福祉除雪の登録世帯全てに当たったわけではないのですか。

○（福祉）地域福祉課長

平成23年度は、福祉除雪の登録世帯をベースに市道に面している方全てに郵送したということで、福祉除雪の登録者がベースになっています。同じように24年度も、ベースとしては福祉除雪の申請をした方全てに声をかけているという点につきましては、変わりはないものというふうに思っております。

○新谷委員

変わりはないと思うということですが、確認はされていないということですね。

それで、一般質問の答弁では、2012年度は新規が86件あったという答弁でした。単純に考えますと、2011年度実施した世帯が少し減ったとしても、新規の分を足すと300件は超えるのかと思いましたが、逆に減ってしまいました。2011年度実施して2012年度実施しなかった世帯というのは何世帯あるのですか。

○（福祉）地域福祉課長

107世帯でございます。

○新谷委員

107件あったというのは、多すぎるのではないかと思います。その107件はなぜ減ったのか、その原因は調べているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

判明している限りで申し上げますと、死亡が14世帯、転出が10世帯、転居が2世帯、施設入所が10世帯、残り71世帯の原因についてはわかっておりません。

○新谷委員

71世帯については原因がわからないということです。

それで、2012年度は建設部のやり方ではなくて、民生・児童委員が周知をしたということですが、この民生・児童委員の受持ちが多すぎるということはなかったのですか。

○（福祉）地域福祉課長

民生・児童委員の受持ち世帯というのは、厚生労働省の基準に基づいて世帯を割り振っておりますので、民生・児童委員の方で受持ちが多すぎる方がいたということはないというふうに押さえております。

○新谷委員

そういうことであれば、71世帯についても、どうして実施しなかったのか、引き続き調べるべきだと思いますが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

この平成23年度に申し込んで24年度に申し込まなかった方が107件おりますというふうに先ほど申し上げましたが、24年度の新規が極端に少ないのであれば、107件の方が何らかの理由で漏れてしまったということは考えられますけれども、24年度の新規の方というのは86件あったわけでございますので、福祉部では107件の方は申請漏れというふうには押さえておりません。

○新谷委員

新規が86件あったのは、すごくいいことだと思うのです。だけれども、申し込みをしなかった107件のうち71世帯もその原因がわからないというのは、やはりきちんと調べるべきだと思うのです。私たちがたびたび紹介しております共産党で行った市民アンケートでは、除雪問題は介護、医療、年金、それから食べ物のこともありますけれども、それに続いて関心の高い問題です。先ほど福祉除雪が増えたのは高齢化が進んでいるということでしたけれども、高齢者や障害者にとって、置き雪というのは本当に大変な問題なのです。この辺のことは、もちろん認識していらっしゃると思いますけれども、だからこそ、この71件については引き続き調査をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（福祉）地域福祉課長

恐らく何らかの理由でこの71件の方については必要なくなったものだというふうに捉えております。今後もこの置き雪についての周知については努めてまいりたいと思っております。

○新谷委員

71件も必要なくなったというのを、主観で捉えたらだめだと思うのです。やはり客観的に調べなければならない問題です。特に福祉部としてこの対策をやるということになったのですから、きちんと状況を調べていただきたいと思います。建設部で行ったときのほうが登録世帯から市道に面している方を抜き出して、そして全てに公平に送っているわけですから、こういう方法がいいのではないですか。福祉部でそれができないのであれば、建設部に戻すべきではないですか。

○（福祉）地域福祉課長

置き雪対策の受付方法が平成24年度から民生・児童委員にかわったわけですけれども、登録世帯に対して意向を聞くということは変わらないわけでございまして、一方的に郵送で送るよりも申込者一人一人に対して声をかけて意向を聞くほうが、よりこの制度についても周知をしていただけるものであると思うのですが、結果としては、大変残念ながら件数が減ったわけでございますけれども、民生・児童委員が窓口になるというやり方については今年度、来年度以降も続けてまいりたいと考えております。

○新谷委員

一般質問でも言いましたけれども、もちろん民生・児童委員の方も一生懸命やってくれたと思うのです。でも、その結果がこういうわけですから、その点でも一層きちんと周知を図ることなのですから、新聞などに早く出すなど、実施の方法というか、周知、それを早めにするということで答弁ありましたが、もちろんそれもいいのですけれども、本当に高齢化が進む中でこの置き雪対策が後退することのないようにしっかりと実施していただきたいと思います。それについて答弁お願いいたします。

○(福祉)地域福祉課長

福祉除雪サービス、これについては、雪が多く、坂も多い小樽市にとっては必要な施策だというふうに考えておりますので、周知も含めまして今後も実施してまいりたいと思っております。

○新谷委員

よろしく願いいたします。

福祉除雪についてですけれども、敷地内にロードヒーティングとか融雪槽などの融雪設備を設置していても、使用していないことが明らかな場合には、福祉除雪として対応する、そのようにおっしゃっていたということで、大変よかったですと思っております。ただし、この広報を見ますと、除雪サービスについて自力での除排雪が困難でうんぬんと書いていて、対象が平成25年度の所得割が非課税で、敷地内にロードヒーティングや融雪槽などの融雪設備を設置していない次の1から6に該当する世帯となっているのです。私もその前に困っている方の話を聞いていたのですけれども、これを見たら、だめなのかというふうに思ってしまったのです。ですから、広報に載せる文言ももう少し変えて、使用していない場合はいいですか、こういうふうに書いていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○(福祉)地域福祉課長

これにつきましては、委員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後の掲載の内容につきましては、その辺に留意して掲載の記事については考えてまいりたいと思っております。

○新谷委員

◎簡易水道について

それでは、二つ目に移ります。簡易水道についてです。

まず、2013年度の石狩西部広域水道企業団からの受水量とその予算、それに係る消費税の金額、それに対して現在の使用量と金額、消費税、それぞれ幾らになるのか、お示してください。

○(水道)総務課長

企業団からの平成25年度の受水量と金額等でございますが、予算では受水量が44万4,000立方メートル、金額にしまして5,314万7,000円となっております、そのうち消費税額は253万1,000円となります。また、現在の使用量、金額等につきましては、11月末現在でございますが、使用量につきましては9万2,191立方メートル、金額にしまして3,756万円、そのうち消費税額として約176万円となっております。

○新谷委員

来年、消費税が8パーセントになったら消費税額はどのぐらいの負担になるのですか。

○(水道)総務課長

平成25年度と同じ受水量で計算した場合、消費税額につきましては約405万円となる予定でございます。

○新谷委員

この簡易水道については、たびたび聞いておりますけれども、地下水利用組合が一部上水道を使っているけれども、事業は地下水を利用して、小樽市が見込んだとおりに使っていないということです。そもそも地下水利用組合が予定どおり当別ダムの水を使ったら、企業団から買っている水は全て、売れると言ったら変ですけれども、使われて、その残りはないものなのですか。

○(水道)主幹

昨年の料金改定の際には、地下水利用組合が利用している地下水の水量と簡易水道を利用している水量で新料金を算定しておりますので、地下水利用組合が簡水の水を使用してくれるとすれば、売れ残りはないというふうに考えております。

○新谷委員

今聞きましたら、44万4,000立方メートルに対して9万2,191立方メートルと、かなり低いのですが、地下水利用組合は来年3月までに企業団からの受水、当別ダムの水を利用する見通しはあるのですか。

○(水道)主幹

3月末までに地下水利用組合が企業団から受水をしてくれるのかどうかというお話でございますけれども、実は今年になってから毎月水道の使用量を見ております。11月末現在では極端に簡易水道の利用が増えておりませんので、地下水利用組合が簡易水道を使用してくれているという状況にはございません。3月までに使用してくれていることになるのかというお話ですが、今、実際に地下水利用組合の使っている料金と現在の簡易水道の料金に大きく隔たりがございますので、なかなか難しいのではないかと考えております。

○新谷委員

そういう状況の中で、このままいきますと、簡易水道事業会計の歳入不足は幾らになる見込みですか。

○(水道)総務課長

予算で考えますと、1億1,000万円程度になるというふうに考えてございます。

○新谷委員

大変、大きな歳入不足になってしまうわけです。

それで、その歳入不足なのですが、1億1,000万円、まだ最後までいかないとわからないと思いますけれども、今のところ1億1,000万円、これは一般会計からの繰入れとなるのですね。

○(総務)企画政策室山本主幹

最終的な赤字が出た部分につきましては、一般会計からの繰入れとなると考えております。

○新谷委員

ここで財政部にお聞きしますが、石狩開発株式会社が倒産した後、これまで簡易水道事業特別会計に一般会計から繰入れを行ってきました。それぞれどのぐらいずつ投入してきたのか、お示してください。

○(財政)財政課長

一般会計からは平成15年度から繰り出してしております。数字を申しますと、15年度が5,075万6,000円、16年度が3,842万1,000円、17年度が4,023万円、18年度が4,539万2,000円、19年度が5,195万1,000円、20年度が4,498万6,000円、21年度が6,496万9,000円、22年度は6,381万8,000円、23年度が5,997万7,000円、24年度が2,768万3,000円となっております。

○新谷委員

今年から当別ダムの水を使うようになって大変な歳入不足になり、これまでの簡易水道事業に対しての繰出金を比べてみても、大変大きな金額となっております。この問題については、そもそも北海道の指導でこの簡易水道事業を始めたわけですが、北海道との協議は現在どうなっていますか。

○(総務)企画政策室山本主幹

北海道との協議でございますけれども、市としては、北海道が策定した計画どおり地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう必要な方策を早急に検討し実現することと、それと地下水利用組合企業が本市の簡易水道への転換を行わないことで生じる簡易水道料金収入の不足分について本市へ補填するなどの対策を講じるということと、継続して申入れを行っているところでございます。

○新谷委員

そのお話も伺っておりますけれども、なかなか前に進まないようです。副市長も北海道に財政支援など陳情に行ったと聞いておりますけれども、どういう内容で、今おっしゃった内容なのか、また、その結果どうだったのか聞かせてください。

○（総務）企画政策室山本主幹

副市長が北海道に行ったときには、内容につきましては、先ほどの協議の内容と全く同じでございます、これを文書で市長から北海道知事宛てに提出して要請をしてきたということでございます。この際、北海道からは少しでも上水道の使用を増やしてもらうように働きかけたいと。また、新たな企業の誘致についても地元の小樽市とも協力しながら取り組んでいきたいと。しかしながら、北海道が小樽市に対する財政支援については難しいということで回答をいただいております。

○新谷委員

そういうお答えを何度も何度も聞いていて、なかなか進まない、市の負担も大きくなるということで、大変な問題だと思います。これも前に小貫議員から質問があったと思うのですが、利用料が一気に上がるわけです。今まで地下水は80円ですから。それが一気に上がる場合には、大抵の場合は激変緩和措置をとると思うのです。その措置をとりながら、その不足分を北海道に補填してもらうということはできないのですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

先ほどもお答えしましたが、北海道としては市に対する支援というのは難しいという回答をいただいておりますので、この激変緩和措置の不足分についても難しいものと考えております。

○新谷委員

では、どうなるのでしょうか。このままずっと簡易水道事業会計への一般会計の繰出しが、続くことになるのですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

この状態が続くということであれば、一般会計からの繰入れが続いていくというのはやむを得ないというふうに考えております。

○新谷委員

やむを得ないというのは、納得いきません。やむを得ないのではないのですか。それでなくたって、小樽市は、財政難だと言って、本当にわずかなお金でもけちっているのに、それは納得いかない答弁です。やむを得ないということは納得いきません。

○（総務）企画政策室山本主幹

この状態が続いた場合にはということなのですが、当然これからも北海道に対しては、先ほど申し上げたように、収支不足が生じている場合については何としても支援していただきたいということで、粘り強く要請していきたいというふうには思っています。

○新谷委員

本当に粘り強くしかないと思いますけれども、本当にしっかりお願いしたいと思います。

財政部にお聞きしますけれども、2014年度は多額の財源不足が見込まれるという、小貫議員はじめほかの会派の代表質問にも答えておりましたが、この簡易水道会計の不足分も考慮しての答弁だったのでしょうか。

○（財政）財政課長

10月末に通知いたしました予算編成の際に多額の財源不足が見込まれるということで通知しておりますけれども、これは平成25年度当初予算編成の段階で約12億円の財源不足が生じた、このことをベースに考えたところでございまして、個別な案件を積み上げたという形にはなっておりません。

○新谷委員

どのぐらいになるのか、まだわからないと思いますけれども、財源不足が見込まれる中で、これがやはり1億円以上の負担になると、本当に大変な状態になるわけです。市民の強い要望である福祉灯油も実施しない。ふれあいパスへの市の負担を増やさずに市民に負担をかぶせる。こういう一方で、過大な計画で使わない水の分も企業団か

ら買って、やはりスタートの時点で間違っていたわけです。これを解決するためにどのような方法があるのか。もちろん北海道に粘り強く働きかけると同時に、企業団に受水量とか受水費を見直すことで話し合いはできないのでしょうか

○（総務）企画政策室山本主幹

受水量についてなのですが、現在、覚書ということで小樽市は、年間幾らということで書面を交わしてございます。当然、今後、札幌市が受水する前には２期工事というのを予定していますので、そういった時点ではひとつ検討してみるというのとも考えられるとは思いますが、当然、小樽市がもし水道の受水量を減らしたというときには、今までかかった建設コストとかもありますので、そういったペナルティーと申しますか、そういう部分も発生する可能性がございます。そういった面もトータルで判断していかなければならないかなとは思っています。

○新谷委員

この２期工事、これは必要ないと思います。今でも札幌市は使っていないのです。その責任として五十数億円払っているということですが、これ以上人口が増えるとも考えられません。ですから、この２期工事についてはやめるべきだと思いますし、建設費のペナルティーがかぶさるということですが、それはそれとして払って何とか負担を少なくするように、いろいろと考えて進めていただきたいと思います。今後の一層の決意をお願いいたします。

○（総務）企画政策室長

今、質問の中にも出てきましたように、１億円以上の赤字が見込まれてございます。これは本市にとって非常に大きなことでございますので、引き続き北海道には粘り強く申し入れしていきたいと思っております。それと、企業立地が進んで水を使っていたというのも一方の解決策の一つだと思っておりますので、企業立地の推進、それと水の地下水からの転換についても、機会あるごとに企業をお願いをしてみたいと思っております。

○新谷委員

では、よろしくお願いたします。

◎生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響について

３番目、生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響についてなのですが、今年の８月に生活保護費が削減されて、小樽市の減免制度が変えられてしまったものもあります。しかし、就学援助、市営住宅の家賃、介護保険制度の独自減免などは旧基準のまま実施されています。これらを来年度どうするのかについてお聞きしたいと思いますが、まず就学援助についてです。保護者への就学援助お知らせは何月に行うか、また今年度の就学援助の受給者数と全児童・生徒数に対する割合をお示してください。

○（教育）学校教育課長

まず、毎年１月下旬に、市内の各小学校に対しまして保護者の方への就学援助の案内文書を、新小学校１年生分の見込みも含めまして必要部数配付し、２月になりましたら、児童・生徒を通じて全保護者に送付するよう依頼しております。なお、新小学校１年生につきましては、２月中に各学校において入学説明会が行われますので、その折に配付するよう、あわせて依頼しているところでございます。

続いて、今年度の準要保護の就学援助費、認定者数とその割合でございますが、今年の５月１日現在の数値で申し上げますと、小学校で言えば全児童数５,０９８人に対し１,０９７人の認定で、割合は２１．５２パーセント、中学校では全生徒数２,７７６人に対し６３５人で、割合は２２．８７パーセントで、全体では約２２パーセントという形になってございます。

○新谷委員

多くの児童・生徒がこの就学援助を受けているわけですが、今、お聞きしたように１月末には各学校に送るということです。お知らせするというので、もう決めていかなければならないと思いますが、これを３月の議

会で聞いたときにはもう遅いので、今どうしても聞かなければなりません。来年度の就学援助の基準をどのようにするのか、お考えをお示してください。

○（教育）学校教育課長

新年度の予算編成につきましては、まさにこれから議論をしていくという段階でございます。実際、現在の就学援助費は前年の 4 月 1 日現在の生活扶助基準を用いるという形になっています。また、本年 9 月 3 日付けの厚生労働事務次官通知、これは文部科学省や道教委を通じて我々にも届いておりますけれども、今年度と同様に来年度においても生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とし、地方単独事業においてもその趣旨を理解した上で、各自治体において判断していただきたいという通知が来ております。こういったことも踏まえまして、今後、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

○新谷委員

9 月 3 日付けの厚生労働事務次官通知を生かす形で考えていきたいという御答弁だと思います。

それから、11 月末に、全国生活と健康を守る会連合会が、文部科学省と来年度の就学援助について交渉を行いました。文部科学省は今年度と同じ扱いをする旨の通知を出すという回答をしたということが報告されております。そういうことでは、生活扶助基準が下がったから来年度は下げることがないよう、子供の教育に影響が出ないように、子供たちを平等に扱うということで、ぜひ後退しないでこれまでどおり実施していただきたいと思っております。

○（教育）学校教育課長

先ほども申し上げたとおり、新年度予算につきましては、これから議論を深めていくという形でございます。先ほどの国の通知ですとか、現在の生徒、あと他都市の状況等も勘案しながら、市長部局と今後これから協議していきたいというふうに考えてございます。

○新谷委員

最後に他都市の状況というのがちょっと気になりますけれども、小樽市は小樽市独自で子供たちのためのこの予算をしっかりと実施していただきたいということを要望いたします。教育長、いかがですか。

○教育長

ただいま課長からも申し上げましたとおり、今後、予算議論を通じながら、通知の趣旨に沿って対応していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

よろしく申し上げます。終わります。

---

○小貫委員

◎障害福祉サービス受給者証への特別地域加算の記載漏れについて

福祉部のミスについて伺います。

特別地域加算の未支給について 12 月に事業者から問い合わせがあったときに、担当者から上司への報告があったのかどうか、ここを確認します。

○（福祉）障害福祉課長

昨年 12 月の時点で担当者から上司への報告があったのか、この件につきまして、昨年 12 月に市内の事業所より小樽市は特別地域加算の対象になるというお話がありましたが、その事業所に対し何らかの回答をするやりとりにはなりません。そのため、担当主幹へは小樽市は特別地域加算というものの対象になるという報告にとどまったということでございます。

○小貫委員

そして、7月のときは判明したということなのですが、12月と7月の報告にはどのような違いがあったのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

7月に別の事業所から、小樽市は特別地域加算の対象に該当するのではないか、加算をつけて請求してもよいかという問い合わせがありまして、具体的な内容での回答を求められましたので、担当者は上司へ相談し、課として調べて内容を整理するということとなりまして、全容の把握に至ったということでございます。

○小貫委員

それで、12月と7月の違いをお示してください。

○（福祉）障害福祉課長

12月につきましては上司への報告ということで、7月については報告、そして相談という形になったということの違いではないかと考えております。

○小貫委員

それで、代表質問で利用者負担額の増加分について取り上げましたけれども、他都市ではこの利用者負担分の増加分をどのようにしているのか、調べていましたらお知らせください。

○（福祉）障害福祉課長

北海道におきまして、道内179市町村に対して11月29日時点で支払状況の調査を行っております。このたび、その調査の中で小樽市と同様に全域が加算の対象になっているが、事業所に加算が支払われていないと回答した中から3市に伺ったところでございますけれども、利用者負担額の増額分を事業所でさかのぼって徴収するという事になっている市は今のところございません、そういう聞き取りをさせていただいております。

○小貫委員

それで、再質問では、利用者負担額の増加分を小樽市が持つということは提案しないという答弁でしたけれども、事業者から負担するという申出があったのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

事業所からそのような申出はございませんでしたが、私どもといたしましては、事業所とお話をさせていただいた中で、事業所も利用者によっては転出などされて、徴収することがなかなか難しい、そういうお話もありまして、その利用者負担の増額分につきましては、来年1月の利用分から請求していただくということで、事業所に御理解をいただいたというところでございます。

○小貫委員

それで、今、答弁でありましたように、結局12月のときも主幹まで話が行っていて、7月のときはしっかり課内で相談をして結局こうなったということで、これは明らかに担当者というよりも、システム上のミスでありますから、小樽市の責任は大変重大だと思います。そういう中で、事業者から利用者に請求するのは難しいと言われた時点で、やはり小樽市がしっかり責任を持ちますということを私は言うべきだったのではないかと思います。

それで、事業者から理解していただいているというのが市長の答弁でしたけれども、やはりみずからのミスについてはみずからが責任を持つべきなので、この辺、もう一度市長を含めて検討の課題として上げていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長

小貫委員のおっしゃったように、もともとは私どもの不手際というのが原因でございます。これまで事業所とお話をさせていく中では、大変御迷惑をおかけてしているということで、そういった前提でいろいろお話をさせていただいております。その中で、利用者負担の増額分となる部分については、事業所のお話の中で先ほども紹介いた

しましたけれども、既に転居をされているという御事情もあったわけですし、私どもとして30の事業所で、できれば統一的な対応をするのが望ましいというふうに考えまして、お話をさせていただいた中で、そこの部分については年明け、今後の対応ということで御理解をいただいたわけでございますので、そのことについては小貫委員にも御理解をいただきたいというふうに思っております。

○小貫委員

年明けについての対応ということは、まだ払わないと決めたわけではないということなのか、その辺を確認させてください。

○福祉部長

支払というのは、利用者の負担が増額する分ですね。

○小貫委員

いや、増額分ではなくて、過去の分。平成22年からの分。

○福祉部長

利用者の部分ということですか。

○小貫委員

はい。

○福祉部長

過去の分は御請求いただかないように御協力をお願いしたということでございます。その点について事業者の御理解をいただいたということでございます。

○小貫委員

先ほど新谷委員が途中まで言ったことをかわりに言いますが、簡易水道事業会計の1億1,000万円の赤字はやむを得ないと言っておきながら、22万円は出せない。この違いは何なのでしょう。

○福祉部長

今回のそこのお金のところですが、本来は事業所と利用者の契約に基づいてやりとりするような仕組みになっておりまして、なかなか小樽市としてその仕組みの外でお支払いすることは難しい面もありますし、事業所とお話をし、その点について大変御迷惑をおかけしたのは事実ですが、御理解をいただいたということでございますので、その点について重ねて御理解をいただきたいというふうに思っております。

○小貫委員

理解できませんけれども、ちょっと時間がないので、次へ行きます。

○小貫委員

◎路線バスの要望について

路線バスについて、要望だけ一通り言わせていただきたいと思います。

中央バスの山手線、南4番と5番のバスです。これについて小樽病院から乗車すると南小樽駅前まで1回おりのことになってしまうので、病院の利用者が南小樽駅前まで歩いて乗ることになってしまうものですから、これを始発・終点のない循環線か、ともに本局前の始発・終点とすることをぜひ検討して要望していただきたいというのが1点、それだけにしておきます。

○（生活環境）生活安全課長

今、中央バスの山手線が南小樽駅前発着になっている部分につきまして、ここの部分が2路線になってしまうということで循環型にできないかというお話だったかと思えます。

今お話がありました山手線につきましては、本局前発で緑、松ヶ枝を通りまして、入船へおりてきて、また本局前に戻るといった既存路線が一つ既にありますので、今年4月から本局前をスタートしまして、緑、松ヶ

枝を通りまして、南小樽駅前で終点という形で、そこからまた松ヶ枝、緑を通り本局前に戻っていくという、そういう路線が新たにできたところでございます。

そうした中で、この南小樽駅前を発着にしているということでバス事業者から伺っているところでは、その理由としまして、一つは既存の山手線との時間調整、要するに便が重なってしまわないようにという、そういう時間調整の意味合いで南小樽駅前で調整しているというのが一つあるというふうに聞いております。もう一つが、J R 南小樽駅に到着する電車との時間の兼ね合い、これもあわせて時間調整する意味合いで、ここの南小樽駅前を発着場にしているということを聞いているところでございます。

そのほかにもさまざまな諸事情があるかというふうには予想される場所なわけですけれども、今小貫委員からお話のありました件につきましては、中央バスにお伝えしまして、御検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○小貫委員

あそこで時間調整することは非常に便利で、J R 南小樽駅を使う方々も列車をおりるとバスが待っているということで、非常に便利になったということではあるのです。それはそのまま生かしながら、要は乗客を乗ったままにしておいていただきたいということも踏まえて御要望していただければと思います。

#### ○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。